

障害者手帳の役割と 使い方

～各種税制度～

初めに

- ◆自治体ごとに「障害者手帳のしおり」として、障害者手帳を持っている方が受けれる行政サービス等についてまとめた冊子があります。
- ◆インターネットや市区町村の市役所にお問合せ入手し読んでみてください
- ◆また、こちらを読んで実際申請しようとする際にも必ず自治体の担当者に確認する様をお願いいたします

- ◆今回は、東京都足立区を元に作っております。
- ◆あくまでも参考としてお読みください。

住民税の障害者控除

内容

- ・ 勤務先、税務署に所得税の申告または区役所課税課に住民税の申告をすると障害者控除が受けられ、住民税が軽減されます。また、障がい者本人の合計所得が年間 125 万円以下の方は非課税となります。

対象

- ・ 身体障害者手帳所持者等の認定を受けている人

控除額

- ・ 基礎控除などと共に所得金額から差し引かれます。

所得税の障害者控除

内容

- ・ 心身障がい者の方又は、心身障がい者である親族を扶養している方は、勤務先、税務署へ申告すると障害者控除が受けられ、所得税が軽減されます。

対象

- ・ 身体障害者手帳所持者等の認定を受けている人

控除額

- ・ 基礎控除などと共に所得金額から差し引かれます。

自動車に関する税の減免

【内容】

一定の要件に該当する場合、必要書類をそろえて定められた期限までに申請することにより、自動車税・軽自動車税の減免が受けられる

【対象】

- 身体障害者手帳などを所持
- 減免が受けられる自動車は、個人名義の自家用ナンバーに限る。
- 障がい者または生計が同じ方の自動車で、障がい者が使用する場合または障がい者の方の通院、通学などのために使用される自動車です。

【注意】*「生計を同じくする方」とは、「障害者と同居している方」や「障害者の住所地の近隣(2キロ以内)にお住まいの親族の方」をいいます。

自動車に関する税の減免

自動車税

減免上限額: 45, 000円

(なお、新規登録の場合の減免上限額は、月割額となります。)

自動車所得税

減免上限額: 課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額

*ただし、障害者の方のために特別の改造をした場合、その改造費部分については上限額に加算します

【注意】

減免の上限額を超える自動車税・自動車取得税については、それを超えた部分の税金を納付していただきます。

相続税と贈与税の減免

相続税の減免

- ・ 障害者が財産を相続した場合、年齢および障がいの程度に応じて相続税が軽減されます。

贈与税の減免

- ・ 個人(親や兄弟等)が「特別障害者扶養信託契約」に基づき信託銀行等に財産を信託し、特別障害者が信託受益権の贈与を受けた場合、信託受益権の価額のうち 6,000 万円までの部分の金額は非課税となります。

* 詳しくは、税務署にお問い合わせください

利子等の非課税

少額預金の利子等の非課税制度(マル優)

- ・ 非課税の対象となる貯蓄は、預貯金・合同運用信託・特定公募公社債等運用投資信託及び一定の有価証券です。
- ・ 非課税となるのは、上記 4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子です。

少額預金の利子等の非課税制度(マル優)

- ・ 非課税の対象となる貯蓄は、国債及び地方債です。
- ・ 非課税となるのは、国債及び地方債の額面の合計額が350万円までの利子です。(これはマル優とは別枠になっています。)

利子等の非課税

対象

- ・ 身体障害者手帳等の所持者

手続き

- ・ この制度を利用するためには、最初の預入などをする日まで「(特別)非課税貯蓄申告書」を、金融機関を通じて税務署に提出する必要があります。
- ・ ※金融機関の窓口で、身体障害者手帳などの提示が必要です
「(特別)非課税貯蓄申告書」には、マイナンバー(個人番号)の記載とその確認書類の提示が必要です。